

<常勤換算方法>

非常勤職員の勤務延時間数を、常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより計算する方法。

- 1か月の計算式：1か月の非常勤職員の勤務延べ時間数／1か月に常勤職員が勤務すべき時間数＝常勤換算数

(計算例)

区分	時間数(週)	時間数(月)
常勤職員	40	160
非常勤職員(A+B)	40	160
非常勤職員A	30	120
非常勤職員B	10	40

非常勤職員AとBを常勤換算すると
 $(120\text{時間} + 40\text{時間}) / 160\text{時間} = 1.0$
非常勤職員AとBは2人で常勤1人分となる。

<複数拠点の合算による柔軟な職員配置>

現行の配置基準を存続しつつ、人材確保が困難となっている状況を踏まえ柔軟な職員配置を可能とするもの。



センターごとに均等に3職種（その他これに準ずるもの）を配置

- ① 保健師等
- ② 社会福祉士等
- ③ 主任介護支援専門員等



厚生労働省：「改正介護保険施行規則の改正等（報告）」

複数のセンターを一の区域として、各センターに配置すべき職員数の合計を配置することにより、各センターの配置基準を満たすものとする。